

〇〇地区地域運営委員会設立準備会規約（ひな形）

（名称）

第1条 本会の名称は、〇〇地区地域運営委員会設立準備会（以下「準備会」という。）とする。

（目的）

第2条 準備会は、〇〇地区における住民主体の「助けあい、支えあい」による地域運営を推進するため、〇〇地区地域運営委員会を設立することを目的とする。

（対象区域）

第3条 本会の活動の対象とする区域は、＜（例）〇〇中学校区の範囲、〇〇地区（〇〇町、〇〇1丁目から3丁目）＞の範囲とする。

（事業）

第4条 準備会は、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- （1）〇〇地区地域運営委員会の組織、運営方法に関すること
- （2）対象区域内で活動する団体間の情報共有・相互理解の促進に関すること
- （3）対象区域における「助けあい、支えあい」による地域運営の企画立案に関すること
- （4）その他、準備会の目的を達成するために必要な事項

（構成団体）

第5条 準備会の構成団体は、別表のとおりとする。

2 新たな団体を構成団体とする場合は、総会の承認を必要とする。

（組織）

第6条 準備会に総会、〇〇会…を置く。＜（例）役員会、理事会など＞（総会）

第7条 総会は、第5条に定める構成団体から推薦された者（以下「構成員」という。）により構成する。ただし、各構成団体が推薦できる者は〇名以内とする。

2 総会は会長が必要と認めるときに召集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

3 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- （1）以下に記載する準備会の運営に関すること
 - ア 予算、事業計画の決定
 - イ 決算、事業報告の承認

地域運営委員会の設立を目的とする。

可能であれば、活動区域を地図に記載

総会以外の組織としては、役員会（理事会）、事務局（作業部会）等が考えられる。

ウ 役員を選出

エ 新たな構成団体の承認

(2) 地域運営委員会の設立に関する事

(3) その他、準備会の活動を行う上で必要な事項

5 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

6 構成員が総会に出席できない場合は、その権限の行使を当該構成員が所属する構成団体の他の会員に委任することができる。

(〇〇会)

第〇条 〇〇会は、第10条に規定する役員、前条第1項に規定する構成員及び構成団体の会員等で参加を希望し会長の承認を得た者をもって構成する。

2 〇〇会は、原則として隔月開催する。

3 〇〇会は、総会に付議する事項に関する事、総会で決議された事項の実施に関する事、その他準備会の活動に関する事項について協議するとともに、構成団体の活動内容等に関する情報交換、意見交換及び連絡調整等を行う。

(議事録)

第〇条 総会及び〇〇会の議事については、議事の概要等を記載した議事録を作成する。

2 対象区域内の住民が前項の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(役員)

第〇条 本会に次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3)・・・ 〇名 < (例) 事務局長など >

(〇)・・・ 〇名

(〇) 会計 〇名

(〇) 監事 〇名

2 役員は、構成員の中から、総会での議決を経て選出する。

(役員の仕事)

第〇条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は準備会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(〇)・・・ < (例) 事務局長は準備会の運営に伴う庶務を総括する。 >

(〇) 会計は、準備会の運営に伴う経理事務を担当する。

左記以外の役職として、理事、事務局長などが考えられる。

副会長と理事、事務局長と会計などは、兼職が考えられる。役職ごとに選出方法を変えることも可。

会長…互選

副会長…理事の中から

理事…構成団体の代表者から選出等

実質的な議論をする場合には、事務局員を構成員とするなどの取り扱いが必要。

(○) 監事は、準備会会計の会計監査を行う。

(役員任期)

第〇条 役員任期は、準備会の解散までとする。

(経費)

第〇条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第〇条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第〇条 本会は、会の収入、支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 対象区域内の住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第〇条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、構成員に報告する。

(規約の改正)

第〇条 この規約を改正するときは、総会において議決を得なければならない。

(解散)

第〇条 本会は、第2条に定める目的達成の日をもって解散する。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別 表 (第5条関係)

構成団体名
第〇〇地区町内自治会連絡協議会
社会福祉協議会〇〇地区部会
〇〇地区民生委員・児童委員協議会
〇〇中学校育成委員会
〇〇小地区スポーツ振興会

左記5団体以外にも、地域で活動している様々な団体に参加を呼び掛けることが必要。

<役員会（理事会）、事務局（作業部会）などを設ける場合>

【例】

（役員会）

第〇条 役員会は、第〇条に規定する会長、副会長、……、……をもって構成する。

2 役員会は、原則として毎月開催する。

3 役員会は、役員会の構成員の＜3分の2以上・過半数＞の出席をもって成立する。

4 役員会は、総会に付議する事項に関する事、総会で決議された事項の実施に関する事、その他準備会の活動に関する事項について協議する。

【例】

（事務局）

第〇条 準備会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。

3 事務局長は会長が指名し、総会で承認する。

4 事務局員は、活動区域内の住民の中から会長が任命する。

5 事務局の職務は以下のとおりとする。

（1）準備会の運営に関する事

（2）〇〇区との連絡調整に関する事

（3）構成団体との連絡調整に関する事

（4）その他会長が必要と認める事